

報告第2号

平成28年度一関市一般会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、平成28年度一関市一般会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

平成28年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3	民生費	2 児童福祉費 千厩児童クラブ整備事業	68,281,000	20,485,000	20,485,000	8,098,176	12,386,824	12,386,824	7,110,824	2,576,000	2,700,000		
10	教育費	2 小学校費 千厩地域統合小学校整備事業	1,712,338,000	513,701,000	513,701,000	201,871,824	311,829,176	311,829,176	113,176	153,816,000	157,900,000		
合 計			1,780,619,000	534,186,000	534,186,000	209,970,000	324,216,000	324,216,000	7,224,000	156,392,000	160,600,000		

報告第3号

平成28年度一関市下水道事業特別会計予算継続費の通次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、平成28年度一関市下水道事業特別会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり通次繰越したから、同項の規定により報告する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

## 平成28年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	下水道事業費	公営企業会計移行準備事業	91,675,000	2,660,000	30,153,000	32,813,000	28,409,800	4,403,200	4,403,200	103,200		4,300,000	
合 計			91,675,000	2,660,000	30,153,000	32,813,000	28,409,800	4,403,200	4,403,200	103,200		4,300,000	

報告第4号

平成28年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、平成28年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

平成28年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	渋民市民センター整備事業	76,901,000	76,901,000		37,252,000	37,500,000		2,149,000
		田河津市民センター整備事業	3,258,000	2,160,000	60,000		2,100,000		
		一関運動公園野球場改修事業	33,361,000	33,361,000					33,361,000
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバー導入事業	9,530,000	9,530,000		9,530,000			
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業	433,969,000	228,632,000		228,632,000			
		介護施設等整備事業費補助金	222,606,000	222,606,000		222,606,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産物産地直売・交流促進施設整備事業	377,540,000	377,540,000		121,837,000	255,200,000		503,000
		産地パワーアップ事業推進費補助金	368,500,000	368,500,000		318,500,000			50,000,000
		畜産競争力強化整備事業費補助金	290,776,000	290,776,000		290,776,000			
	2 林業費	きのこ原木等処理事業	143,800,000	143,800,000		143,800,000			
		特用林産施設等体制整備事業費補助金	5,830,000	5,363,000		5,327,000			36,000
		公有林整備事業	16,757,000	16,757,000		15,966,000			791,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	1 土木管理費	土砂災害ハザードマップ作成事業	3,939,000	3,939,000					3,939,000
	2 道路橋梁費	木ノ川線歩道設置事業	30,000,000	25,158,000		12,060,000	13,000,000		98,000
		道路維持補修事業	31,500,000	30,365,000			17,300,000		13,065,000
		道路インフラ長寿命化事業	5,000,000	5,000,000		1,509,000	3,400,000		91,000
		栗駒線他道路改良事業	261,900,000	213,232,000	20,000	76,700,000	136,200,000		312,000
		橋梁長寿命化事業	173,500,000	135,376,000		74,396,000	60,900,000		80,000
		清水原一関線道路改良事業	2,966,000	2,524,000			2,500,000		24,000
		原沢1号線道路改良事業	112,600,000	111,521,000			111,400,000		121,000
		狐禅寺大平線道路改良事業	3,000,000	2,030,000			2,000,000		30,000
		丸木舞川線道路改良事業	18,000,000	14,874,000			14,800,000		74,000
		松川駅館下線道路改良事業	67,000,000	15,626,000			15,600,000		26,000
	3 河川費	河川維持補修事業	9,900,000	5,183,000					5,183,000
	4 都市計画費	都市計画道路見直し調査事業	8,394,000	7,767,000					7,767,000
		赤荻地区公園整備事業	8,500,000	8,500,000			8,500,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	旧興田小学校校舎等解体事業	145,000,000	145,000,000			97,500,000		47,500,000
		興田小学校屋内運動場改修事業	40,986,000	40,986,000		13,775,000	27,200,000		11,000
	3 中学校費	桜町中学校特別教室棟改築事業	10,312,000	7,302,000			7,200,000		102,000
	6 社会教育費	民俗資料等公開施設整備事業	90,187,000	90,187,000		42,551,000	43,100,000		4,536,000
		旧東北砕石工場保存・公開活用事業	65,143,000	65,143,000	32,000		65,100,000		11,000
11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	平成28年農林施設災害復旧事業	16,017,000	12,923,000		1,955,000	7,600,000	219,000	3,149,000
		平成28年農地災害復旧事業	5,404,000	3,676,000		344,000	1,700,000	671,000	961,000
	2 公共土木施設災害復旧費	平成28年公共土木施設災害復旧事業	127,200,000	74,364,000	45,000	37,133,000	30,500,000		6,686,000
合 計			3,219,276,000	2,796,602,000	157,000	1,654,649,000	960,300,000	890,000	180,606,000



報告第5号

平成28年度一関市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、平成28年度一関市下水道事業特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

平成28年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1	下水道事業費	1 下水道事業費	125,000,000	124,810,000	13,000	24,460,000	94,200,000		6,137,000
		一関公共下水道整備事業							
		合計	125,000,000	124,810,000	13,000	24,460,000	94,200,000		6,137,000

報告第6号

職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月23日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 100,516円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年2月15日午前8時30分頃、巖美駐車場において、総務部税務課の職員が公用車を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両のフロント右側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月30日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 294,732円

2 相手方 一関市中央町一丁目10番17号  
一関自動車工業有限会社  
代表取締役 鈴木 和 行 氏

### 3 事故の概要

平成29年1月12日午前9時30分頃、大東町大原字沢田地内において、大東支所産業経済課の職員がリース車両である公用車で市道大原中川線を走行中、凍結した路面で滑り、道路脇の斜面に転落し、相手方からリースを受けていた車両を全損する損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年5月12日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 14,000円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年2月20日午前8時54分頃、室根町折壁字八幡沖地内において、一関東消防署室根分署の職員が、水槽付消防ポンプ自動車で市道折壁小林線を走行中、室根支所駐車場から市道折壁小林線に進入してきた相手方車両のフロント左側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 10パーセント

報告第7号

市有財産の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年4月21日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 151,977円

2 相手方

3 事故の概要

平成28年12月2日午前11時頃、花泉町涌津字山中地内において、市有地内の立ち木が強風により相手方が所有する物置に倒れ掛かり、屋根を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント



議案第36号

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月13日提出

一関市長 勝 部 修

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。</p>

以下同じ。) 1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

別表第4(第21条関係)

医療分の軽減額

		項目	軽減額
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	14,280円
		世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	13,650円
		特定世帯	6,825円
		特定継続世帯	10,238円
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× <u>265,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	10,200円
		世帯の所得額が330,000円+被保険者数× <u>265,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	9,750円
		特定世帯	4,875円

以下同じ。) 1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

別表第4(第21条関係)

医療分の軽減額

		項目	軽減額
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	14,280円
		世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	13,650円
		特定世帯	6,825円
		特定継続世帯	10,238円
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× <u>270,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	10,200円
		世帯の所得額が330,000円+被保険者数× <u>270,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	9,750円
		特定世帯	4,875円

			特定継続世帯	7,313円
2割 軽減	第21条 第3号 ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× 480,000円以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額		4,080円
		第21条 第3号 イ	世帯の所得額が330,000円 +被保険者数×480,000円 以下の世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯
				特定世帯
				特定継続世帯

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条 第1号 ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人 当たりの均等割の軽減額		4,690円
		第21条 第1号 エ	世帯の所得額が330,000円 以下の世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯
				特定世帯
				特定継続世帯
5割 軽減	第21条 第2号 ウ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× 265,000円以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額		3,350円
		第21条 第2号 エ	世帯の所得額が330,000円 +被保険者数×265,000円 以下の世帯1世帯当たり	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯

			特定継続世帯	7,313円
2割 軽減	第21条 第3号 ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× 490,000円以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額		4,080円
		第21条 第3号 イ	世帯の所得額が330,000円 +被保険者数×490,000円 以下の世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯
				特定世帯
				特定継続世帯

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条 第1号 ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人 当たりの均等割の軽減額		4,690円
		第21条 第1号 エ	世帯の所得額が330,000円 以下の世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯
				特定世帯
				特定継続世帯
5割 軽減	第21条 第2号 ウ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× 270,000円以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額		3,350円
		第21条 第2号 エ	世帯の所得額が330,000円 +被保険者数×270,000円 以下の世帯1世帯当たり	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯

		の平等割の軽減額	特定世帯	1,575円
			特定継続世帯	2,363円
2割 軽減	第21条 第3号 ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>480,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額		1,340円
	第21条 第3号 エ	世帯の所得額が330,000円 ＋被保険者数× <u>480,000円</u> 以下の世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,260円
			特定世帯	630円
			特定継続世帯	945円

別表第6（第21条関係）

## 介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条 第1号 オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人 当たりの均等割の軽減額	6,020円
	第21条 第1号 カ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世 帯当たりの平等割の軽減額	4,060円
5割 軽減	第21条 第2号 オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>265,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額	4,300円
	第21条 第2号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>265,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等 割の軽減額	2,900円

		の平等割の軽減額	特定世帯	1,575円
			特定継続世帯	2,363円
2割 軽減	第21条 第3号 ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>490,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額		1,340円
	第21条 第3号 エ	世帯の所得額が330,000円 ＋被保険者数× <u>490,000円</u> 以下の世帯1世帯当たり の平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,260円
			特定世帯	630円
			特定継続世帯	945円

別表第6（第21条関係）

## 介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条 第1号 オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人 当たりの均等割の軽減額	6,020円
	第21条 第1号 カ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世 帯当たりの平等割の軽減額	4,060円
5割 軽減	第21条 第2号 オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>270,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額	4,300円
	第21条 第2号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>270,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等 割の軽減額	2,900円

2割 軽減	第21条	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>480,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額	1,720円	2割 軽減	第21条	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×	1,720円
	第3号 オ	<u>490,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割 の軽減額			第21条	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×	1,720円
	第21条 第3号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>480,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等 割の軽減額	1,160円		第21条 第3号 カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>490,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等 割の軽減額	1,160円
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。